

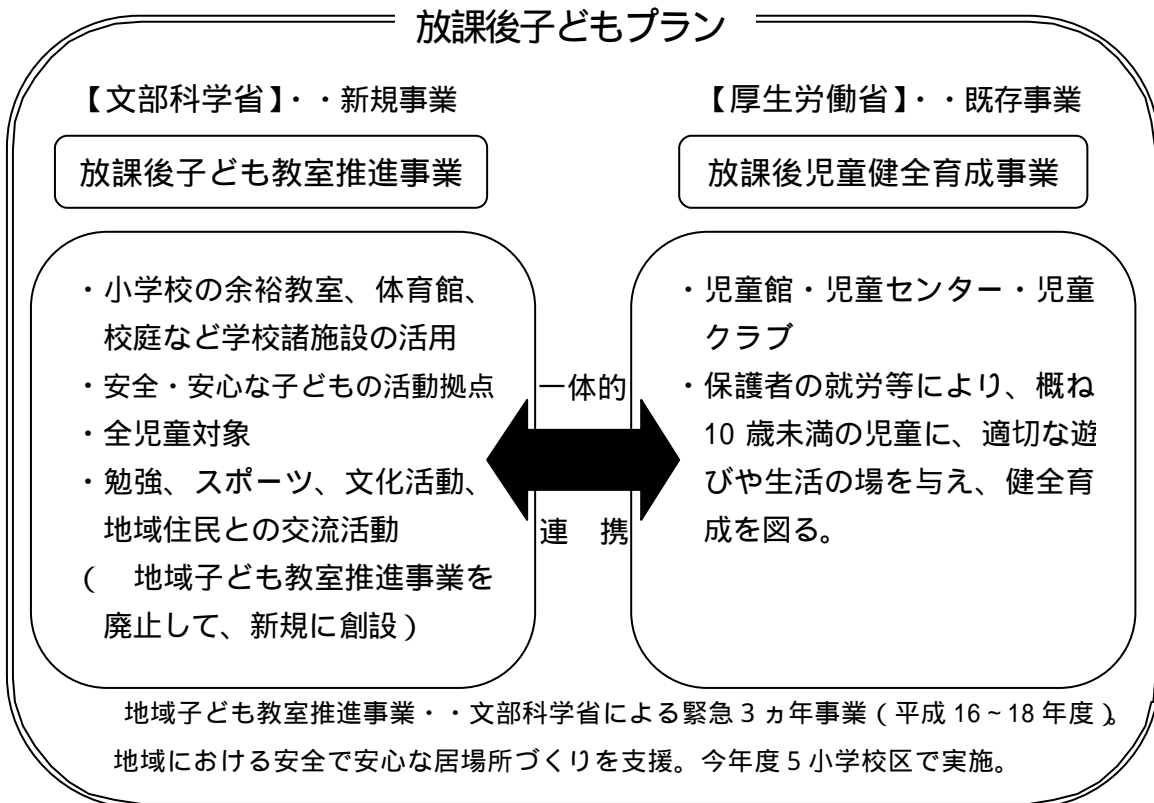
放課後子どもプランについて

児童福祉課

1 放課後子どもプランの概要

放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策を推進するため、平成 19 年度から全小学校区に、「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」を一体的・連携して実施する「放課後子どもプラン」を実施する。

放課後子どもプランは、平成 18 年 5 月に、当時の猪口少子化担当大臣・小坂文部科学大臣・川崎厚生労働大臣が合意して創設が発表され、9 月 20 日の全国地方自治体担当者会議で、その時点での基本的な考え方などが明らかにされた。



2 国の計画に基づく市町村の取り組み

(1) 実施体制

- ・ 市町村ごとの「放課後子どもプラン」の策定
- ・ 教育委員会と福祉部局との連携
- ・ 運営委員会の設置（小学校、社会教育・児童福祉の関係者、地域住民、行政など）

(2) 実施要件

- ・ 活動場所の連携促進・・・小学校諸施設の積極的な活用
- ・ コーディネーターの配置・・・小学校、関係機関との連絡調整、人材の確保

3 国の予算の状況

平成 19 年度予算案（財務省原案）

- ・放課後子ども教室推進事業（文科省） 50 億円
(全国 20,000 小学校区のうち 10,000 小学校区)
- ・放課後児童健全育成事業（厚労省） 158 億円（14,000 箇所 20,000 箇所）

平成 19 年度予算案は通常国会で審議の予定

4 本市の取り組み

長野市「放課後子どもプラン」を策定する必要がある。

このため

関係課から構成されるプロジェクトチームの設置（平成 18 年 10 月 24 日）

- ・教育委員会総務課、学校教育課、生涯学習課、保健給食課、保健福祉部児童福祉課の職員で構成
- ・現在までに 4 回の会議を開催

<検討事項>

- ・推進委員会の設置
- ・小学校施設を活用した、事業計画・実施方法などの策定